



ご存じですか?

セルフメディケーション

セルフメディケーションとは、軽度の体調不良などに対して、自分自身で上手にOTC医薬品(市販薬)を使うなどして積極的に健康を管理することです。

※OTCとは「Over The Counter (オーバー・ザ・カウンター)」の略で、カウンター越しに販売される市販薬。

OTC医薬品の種類

要指導医薬品		医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もなくリスクが確定していないため、取扱いに「十分注意を要する」薬です。薬剤師の書面による情報提供が義務となっています。
一般用医薬品	第1類医薬品	副作用、相互作用などで安全性上「特に注意を要する」薬です。薬剤師の書面による情報提供が義務となっています。
	第2類・第3類医薬品	第2類医薬品は、副作用、相互作用などで安全性上「注意を要する」薬です。薬剤師や登録販売者による情報提供が努力義務となっています。上記以外の一般用医薬品が、第3類医薬品です。

●「要指導医薬品」以外はインターネット・郵便等を通じて薬局などから購入することもできます。

OTC医薬品によるセルフメディケーションのメリット

- 身近な販売店で薬を入手できる。
- 自己責任の健康管理の習慣がつく。
- 薬を入手する方法や時間帯が増える。
- セルフメディケーション税制により、確定申告にて、OTC医薬品購入費用の所得控除を受けることができる。
- 薬剤師の助言が無料で受けられる。
- 医療機関を受診する手間が省ける。
- 医療にかかる費用が抑えられる。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

オンライン資格確認(マイナンバーカードや、健康保険証(被保険者証)をもとに、加入している健康保険の資格情報等をオンラインで確認できる仕組みのこと)は、すでに多くの医療機関や薬局で運用が始まっています。事前に健康保険証利用申込を行うことで、マイナンバーカードが健康保険証として利用でき、医療機関での提出書類の減少など、受診者の利便性向上が期待されます。

※特定健診受診の際は、引き続き被保険者証を持参していただくようお願いいたします。

特定健診結果の閲覧・提供について

マイナンバーカードをお持ちの人で健康保険証利用申込をした人は、令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できます。また、薬剤情報(処方されたお薬の情報等)も確認できるので生活習慣の改善など健康管理に役立てることができます。

他の健康保険に加入した人 国民健康保険脱退の手続きはお済みですか?

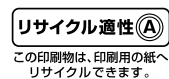
協会けんぽや会社の保険組合などの健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退することになります。この脱退の手続きをしないと国民健康保険税は課税されたままとなります。また、国民健康保険の被保険者証で医療機関にかかった場合には、国民健康保険が負担した医療費を返還していただけます。

勤務先では国民健康保険脱退の手続きはしませんので、右記必要書類を持参して手続きをしてください。

また、世帯主の人は、家族の人が勤務先の健康保険と国民健康保険の資格が重複していないか確認してください。

国民健康保険脱退に必要な書類

- 勤務先から新しく交付された被保険者証
- 国民健康保険の被保険者証
- 本人及び世帯主のマイナンバーのわかる書類
- 運転免許証等の本人確認書類



禁無断転載©東京法規出版

国保だより

発行 富津市役所 市民部 国民健康保険課 電話 0439-80-1271・1254

国保加入状況 [令和5年9月1日現在]

6,355世帯 / 9,411人

第171号

令和5年10月12日発行

令和4年度

国民健康保険事業
特別会計

国民健康保険の財政状況をお知らせします



富津市国民健康保険では、糖尿病等の生活習慣病予防のためのメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や、その結果に基づく市の保健師等による特定保健指導等を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療に取り組んでいます。また、国保だよりの発行やホームページによる国保制度の周知、短期人間ドックの費用助成、後発医薬品の利用促進を図るなど、増加し続ける医療費の適正化対策に努めています。

令和4年度は、これら国民健康保険事業の取組みが良好であると国から評価され、特別交付金(保険者努力支援分)3,025万円を獲得したことや、みなさまの医療費適正化のご協力もあり、令和4年度の国民健康保険事業特別会計の

決算は、歳入総額55億752万7,499円、歳出総額54億2,304万9,429円、差引き8,447万8,070円の剰余金が生じました。この剰余金は、令和4年度において超過交付となった国(県)交付金の返還金や、今後の国民健康保険事業運営のための貴重な財源とします。

なお、歳入決算額には前年度繰越金や基金繰入金、歳出決算額には基金積立金が含まれており、単年度実質収支では3,763万6,445円の赤字となりました。

国民健康保険の加入状況は、令和4年度末で世帯数6,395世帯、被保険者数9,605人で、富津市全体に占める割合は、世帯の36.34%、人口の23.77%となっています。



令和4年度の詳しい決算状況は次ページでお知らせしています。

短期人間ドック費用助成申請がオンラインでできるようになります

国民健康保険及び後期高齢者医療の短期人間ドック費用助成申請が、スマートフォン及びパソコンを使ってオンラインでできるようになります。

現在、短期人間ドックに関するお手続きについて、窓口や郵送での申請を受け付けていますが、ホームページから申込書の印刷や郵送といった手間や負担が大幅に軽減されるオンラインでの申請をご活用ください。

開始 令和5年10月10日(火)

対象 国民健康保険及び後期高齢者医療にご加入の方

● 受診日の14日前までに申請ください(14日より受診日が近い場合はお問合せください)

国民健康保険

<https://logoform.jp/f/kturj>

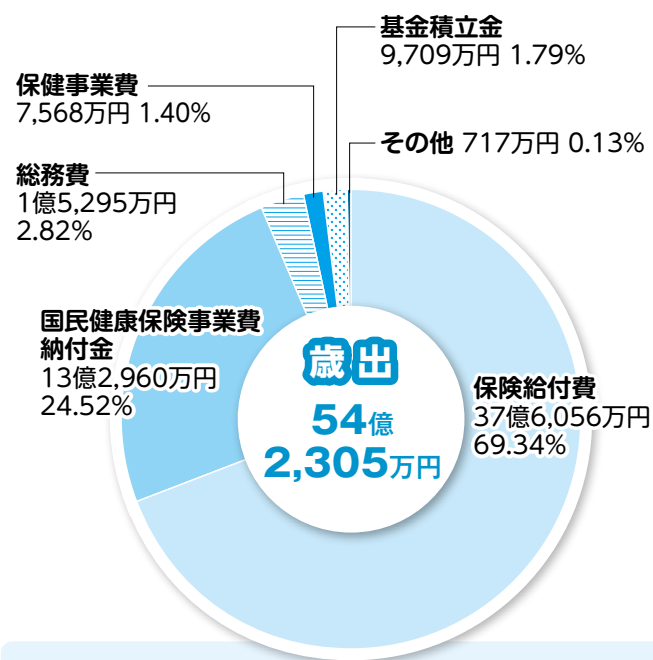
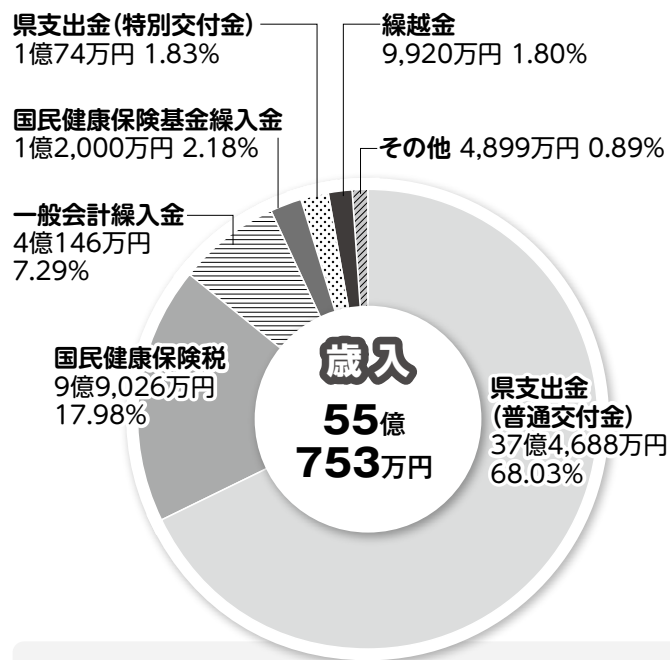


後期高齢者医療

<https://logoform.jp/f/RhTfc>



令和4年度 富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の状況



歳入の項目説明

- 国民健康保険税
 - ▶基礎分(医療分)

医療機関で治療を受けた際に被保険者が自己負担額を支払った残りの医療費に対する保険給付を行うための費用、特定健診等の費用、国民健康保険事業費納付金等を賄うために全被保険者に賦課するものです。
 - ▶後期高齢者支援金分

後期高齢者医療制度を支援するために全被保険者に賦課するものです。
 - ▶介護納付金分

介護保険制度を支援するために40歳以上65歳未満の被保険者に賦課するものです。
- 県支出金
 - ▶普通交付金

保険給付費に係る費用に対して交付されるものです。
 - ▶特別交付金

医療費の適正化に向けた取組に対する交付金や、保険者間の財政力

- の不均衡を調整するための交付金、市が行う特定健康診査等に要する費用に対して交付されるものです。
- 線越金
 - ▶一般会計繰入金

国民健康保険を運営するための事務経費、低所得者の保険料軽減費用、出産育児一時金費用額の3分の2などに対する一般会計からの繰入金です。
 - ▶国民健康保険基金繰入金

高額な医療費の発生に対する支出や、歳入不足を補てんするための基金からの繰入金です。
- 線越金

前年度に発生した剰余金です。
- その他の収入

督促手数料、国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などです。

歳出の項目説明

- 総務費

国民健康保険を運営するための事務経費及び国民健康保険の事務を行う職員の人件費です。概ね一般会計からの繰入金で賄われます。
- 保険給付費

病気やケガ、または出産及び死亡した場合に定められた各種の給付金を支給します。
- ▶療養諸費

医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の自己負担額の残りの7割又は8割の額の保険給付費や、柔整療養費、鍼、灸、あんま及びマッサージに係る療養費、補装具に係る療養費など申請に基づき支給するものです。
- ▶高額療養諸費

医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の1か月の自己負担額が被保険者の所得に応じて定められる限度額を超えた場合、その超えた部分を申請に基づき支給する高額療養費や、1年間の介護サービス費と医療費それぞれの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に申請に基づき支給する高額介護合算療

- 養費をいいます。
- ▶その他の保険給付費

被保険者が分娩したときに支給する出産育児一時金や、被保険者が死亡しその死亡した被保険者の葬祭を行った人に支給する葬祭費などです。
- 国民健康保険事業費納付金

国保制度を維持するための、県に支払う納付金です。保険税はこの納付金と市単独事業を賄うために賦課徴収します。
- 保健事業費

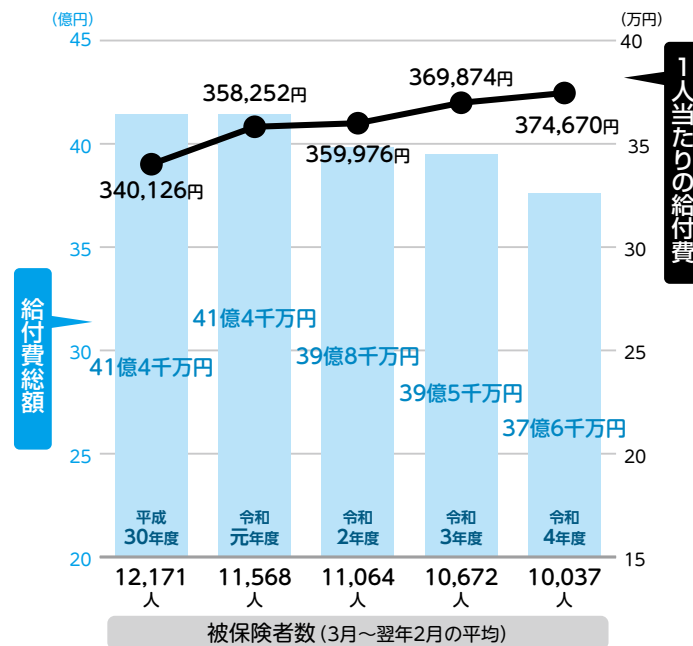
特定健康診査、短期人間ドック費用助成など被保険者の健康維持増進のための事業や、医療給付費の適正化のための事業などを行う経費です。
- 国民健康保険基金積立金

高額な医療費の発生など歳入不足を補てんするための基金への積立金です。
- その他の支出

過年度収納分保険税の還付金、前年度以前に超過交付を受けた国及び県の交付金の返還金などです。

富津市国民健康保険の給付費の推移

富津市国民健康保険の給付費の推移をみると、被保険者1人当たりの給付費は年々増加しており、5年間で3万4,544円(約10.2%)増加しています。給付費全体でみると、被保険者の減少により、5年間で約3億8千万円減少しています。



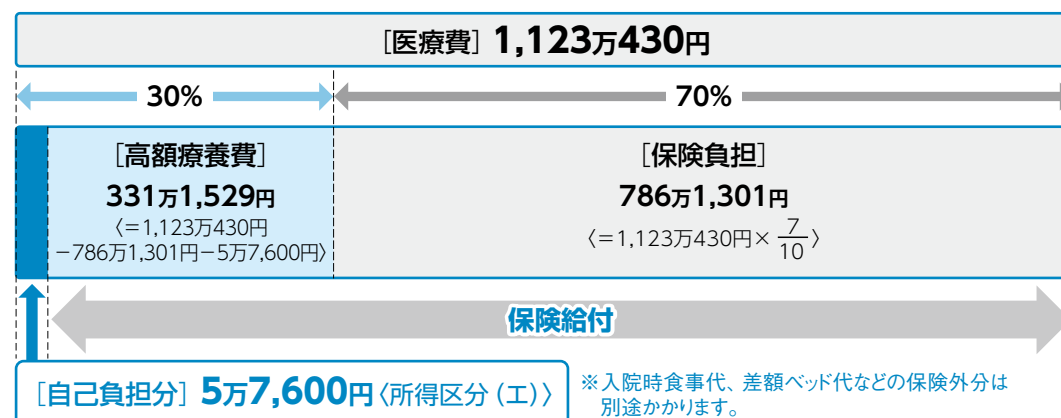
富津市国保 令和4年度の高額な医療費一覧

(令和4年4月～令和5年3月審査分)

No.	疾病名	医療費
1	劇症型心筋炎	1,123万 430円
2	敗血症	585万2,330円
3	Bリンパ芽球性白血病	570万4,670円
4	心不全、急性心筋梗塞	534万3,160円
5	僧帽弁閉鎖不全症兼三尖弁閉鎖不全症	510万5,660円
6	急性骨髄性白血病	498万1,850円
7	僧帽弁閉鎖不全症兼三尖弁閉鎖不全症	488万4,730円
8	第3腰椎骨巨細胞腫	485万1,070円
9	びまん性大細胞型B細胞性リンパ腫	469万9,810円
10	Bリンパ芽球性白血病	442万7,110円
11	陳旧性心筋梗塞	430万 60円
12	僧帽弁閉鎖不全症兼三尖弁閉鎖不全症	428万9,750円
13	急性骨髄性白血病	428万7,730円
14	心室頻拍	426万9,770円
15	腰部脊柱管狭窄症	425万6,720円

令和4年度の富津市国民健康保険で、1か月間にかかった医療費が高額となった疾病は、上記の表のとおりです。

最高額の医療費における保険給付の具体例 (1か月の医療費1,123万430円・被保険者3割負担・区分(工))



1か月の医療費が1,123万430円の場合、その3割の336万9,129円が自己負担額となりますが、自己負担限度額を超えた部分(331万1,529円)が高額療養費として保険給付されますので、結果的に5万7,600円の自己負担となります。

※「限度額適用認定証」を提示している場合の高額療養費は、富津市国民健康保険から医療機関に直接支払われます。

このように医療費が高額となったときでも、安心して医療が受けられるように国民健康保険制度があります。富津市国民健康保険では健康診査や人間ドックの費用助成を行っていますのでこれらを積極的に利用し、疾病の早期発見、早期治療に役立て、医療費の削減にご協力ください。

定期受診を控えないでください!!

新型コロナウイルスの感染を心配し、定期的な受診を控えることにより、病状を悪化させることが懸念されています。受診の中断や服薬の中止は、慢性疾患の悪化や免疫力低下などにつながり、治療が困難になることがあります。定期的な病院の受診は、必要な外出ですので、かかりつけ医と相談しながら、体調管理と感染対策を行い、病気の重症化を防ぎましょう。

また、臨時的・特例的な扱いとして、電話やオンラインによる診療で、医師が診断や薬の処方を行うことが可能とされています。近隣や市内でも対応している医療機関があります。詳しくは厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について」をご覧ください。



確定申告において医療費控除を受け人へ

確定申告等の医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。富津市国民健康保険から送付する医療費通知(1月～5月診療分は8月末、6月～10月診療分は1月末に送付)の原本を添付すると、この明細書中の医療費の明細欄の記入が省略できます。ただし、11月、12月診療分の医療費通知は3月末の発送となるため、11月、12月診療分については医療費の領収書により「医療費控除の明細書」中の医療費の明細欄の記入が必要となります。

また、医療保険から給付される高額療養費は、確定申告における医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。なお、高額療養費支給申請の案内は、医療機関からの診療報酬明細書を集計し該当世帯に通知するまでに2か月程度かかるため、例えば12月診療分は翌年の2月末頃の発送となります。